

住まいのあんしんをサポート！ Smile Support 24

「Smile Support24」は
入居者の快適な生活を
サポートします！

24 時間・年中無休のサポートサービス
会 費（2年契約）
22,000円(税込)

1日あたり
約30円

24時間365日
入居者様の安心を
サポート！！
出張費及び**60分**までの
作業費が**無料！**

緊急駆け付けサービス

水まわりのサポート



- トイレがつまって水が溢れてしまった！
- トイレの水が流れない！
- 台所の蛇口から水もれ！

鍵のサポート



安心！ 最大5,000円の
宿泊補助金制度があります！

- 鍵をなくして家に入れない！
- トイレの鍵が中からかかってしまった…
- 鍵の調子が悪くて開かない！

※開錠依頼の場合、顔写真入りの身分証により
住居者本人確認を必要とします。

ガラスのサポート



安心！ 最大30,000円分までの
交換サービス制度があります！

- 子どもが誤ってガラスを割ってしまった！
- 帰宅したらガラスが割られていた！

電気設備のサポート



- ブレーカーが落ちた！
どうすれば？
- 突然電気が点かなくなった！
- エアコンから
水が吹き出してきた！

ガス設備のサポート



- コンロが点火しない…
- 給湯器のお湯が出ない…

建具のサポート



- ドアの締まりが悪い
- クローゼットの扉から
ギーギー音がる

生活相談ダイヤル

生活の中で発生するトラブルについて、通話料も相談料も無料で相談できます。

※年に3回まで



生活便利サービス

身のまわりの“あったらいいな”のサポートプログラムを割引価格でご用意しました。



自転車修理補助金サービス

- 自転車がパンクしてしまっていた！
- チェーンが外れてしまった！



元警察官による近隣トラブル解決支援サービス

国内初のサービス

騒音トラブル



周囲の部屋からの騒音、
気になる段階から対応

迷惑行為



近隣からの嫌がらせ・
迷惑行為に対応

不法侵入・ストーカー



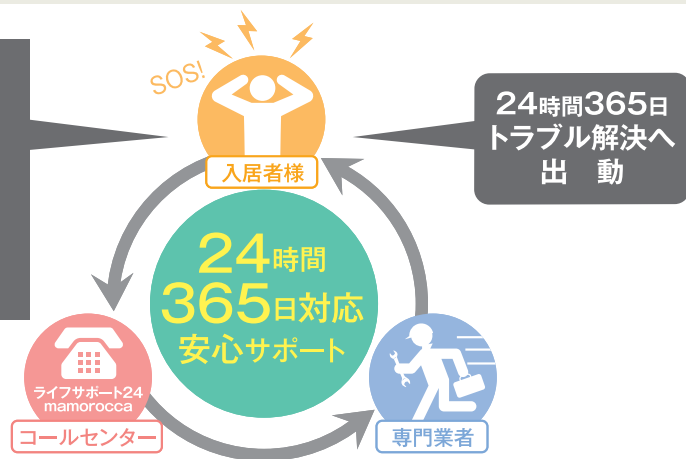
留守中に侵入された・
ストーカー被害に対応

窓口 平日10時～18時半 ※土・日・祝・年末年始除く

●利用規約につきましては右記アドレスからご確認ください。 <https://www.seed24.jp/data/agreement-03.pdf?20220901>

困ったコール

- ①水まわりのトラブル
- ②鍵のトラブル
- ③ガラスのトラブル
- ④電気設備のトラブル
- ⑤ガス設備のトラブル
- ⑥建具のトラブル



Smile Support24は、21ヶ国語で 外国語対応いたします。 いつでも安心！24時間対応



海外からのお客様にとって、日本での暮らしは、期待が膨らむ半面、不安もつきものだと思います。Smile Support24では、せめてお部屋のトラブル時に、頼れる存在になれば…という想いから、三者通話による、外国語(英語・中国語・韓国語・タイ語・ポルトガル語・スペイン語・ネパール語・フランス語・ベトナム語・ロシア語・インドネシア語・イタリア語・ドイツ語・タガログ語・マレー語・ミャンマー語・クメール語・モンゴル語・シンハラ語・ヒンディー語・ベンガル語)対応を承っております。もしもの緊急トラブル時には、母国語(上記21ヶ国語)でご相談ください。

※外国語対応は、緊急駆け付けサービスのみとさせていただきます。

販売会社 PM Support ピーエムサポート株式会社

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿4-3-14 恵比寿SSビル

運営会社 SEED 株式会社シード・コーポレーション

〒810-0022 福岡県福岡市中央区薬院3-2-23 KMGビル6F

運営会社 (近隣トラブル解決支援サービス)

Vanguard Smith 株式会社ヴァンガードスミス

〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1 日比谷FORT TOWER10F

「Skype」にて手話対応が 可能になりました。



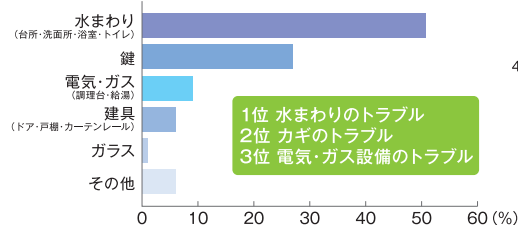
SkypeID pv_info

上記アカウントを「Skype」にて検索いただき、連絡先追加の上ご利用ください。

【手話対応時間】8時～21時

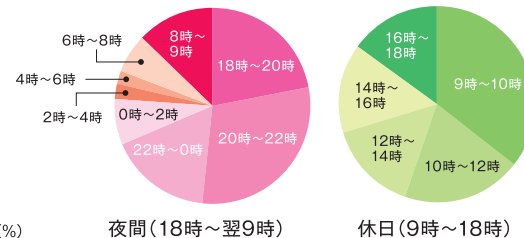
トラブルはこんなことがこんな時間に起きている！

●トラブル種別



1位 水まわりのトラブル
2位 カギのトラブル
3位 電気・ガス設備のトラブル

●時間帯別分析グラフ



お客様の声

楽しかった飲み会から帰宅したら、鍵を失くしていることに気づいて大慌て！年末の真夜中で管理会社さんに連絡はつかないし…。そんな時に無料で開錠してくれたのが「Smile Support 24」！本当に助かりました！



お風呂の使い方が分からず、やみくもにスイッチを押していたらエラー表示が…。「Smile Support 24」に電話したら、私のつたない説明を根気強く聞いてくれて、お風呂の使い方が分かるようになりました。母国語で話せるから「Smile Support 24」は安心です。



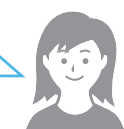
キッチン下の水もれに気づいたのは学校から帰宅した深夜。でも「Smile Support 24」は気持ちよく丁寧に作業してくれました。費用がかかるとかと思っていたらなんと無料！「Smile Support 24」に入っていて良かったです。



ガスレンジの電池切れのため、電池交換を自身で行おうと試みましたが、方法が分からず。「Smile Support 24」に電話をしたら、駆けつけて対応してくれました。次回の交換方法も丁寧に教えてくれて、とても好印象でした。



室内建具の開閉時の音が、入居以来ずっと気になっていました。思い切って「Smile Support 24」に電話をしたら、作業員さんが来てくれて、あっという間に無料で調整してくれました。こんなことなら、もっと早く電話すれば良かったです。



台所排水口にうっかりアボカドの種を流してしまい、排水ができなくなっていました。「Smile Support 24」に電話をしたら、作業員さんが駆けつけて素早く詰まりを除去してくれました。とっても頼れるサービスです。



こんなにお得！比較表

※下記の料金は、あくまで目安となります。
※60分以上の作業の場合は、別途費用がかかります。
※部品が必要な場合は、別途実費にてご負担をいただきます。

項目	トラブル内容	対処方法	一般的な目安料金	会員
カギ	カギをなくしてしまい家に入れない	特殊な工具でカギを開けてもらった	15,000円	0円
水まわり	トイレを詰まらせてしまった	ローポンプを利用した詰まり解消作業	11,000円	0円
水まわり	トイレタンクの故障	トイレタンク内の金具調整	8,000円	0円
項目	トラブル内容	対処方法	一般的な目安料金	会員
医療相談	一週間ほどよく眠れない状態が続いている	適切な窓口を紹介	相談料実費	0円
ガラス	子どもがガラスを割ってしまった	ガラス片付けと交換(900×900×3mm)	19,400円	0円 ※1
自転車	久しぶりに乗ったらタイヤがパンクしていた	タイヤのパンク修理	修理費実費	修理補助金 ※2 2,000円

※1 ガラス交換サービス適用時 ※2 詳しくは会員規約をお読みください。

会員様限定 [年額]

近隣トラブル解決支援サービス

Mamorocca

元警察官による 近隣トラブル 解決支援サービス

騒音トラブル

周囲の部屋からの騒音、
気になる段階から対応

迷惑行為

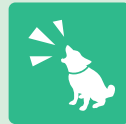
近隣からの嫌がらせ
迷惑行為に対応

不法侵入・ストーカー

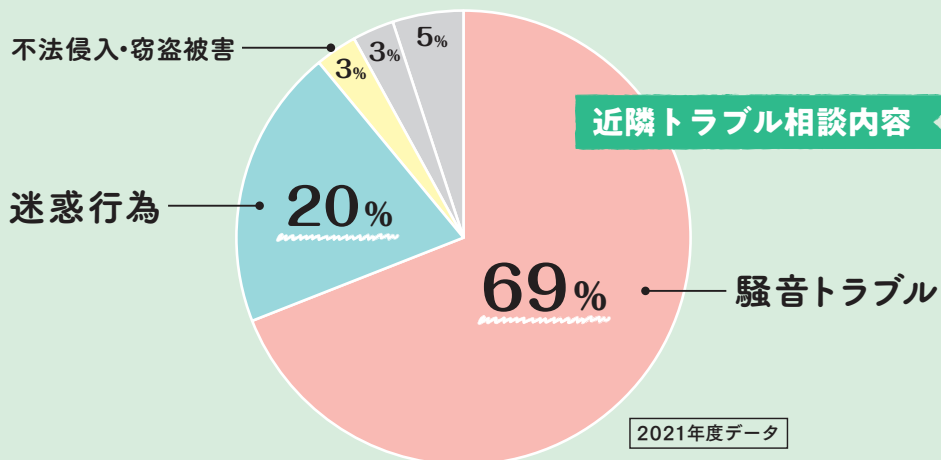
留守中に侵入された・
ストーカー被害等に対応

「少し気になる…」の段階からご相談ください

元警察官で構成された相談員が警察では介入しづらい事件未満の近隣トラブルを解決支援します。



- 状況を詳しくヒアリングし、是正依頼などの状況に応じて対応します。
- 解決に向けた相談サポートや、シェルターを含む関連機関をご紹介します。



- | | |
|----|-----------|
| 1位 | 騒音 |
| 2位 | 迷惑行為 |
| 3位 | 不法侵入・窃盗被害 |
| 4位 | DV・ストーカー |
| 5位 | その他 |

会員様
専用ダイヤル

0570-007-001

平日 10:00～18:30 ※土・日・祝・年末年始を除く

メールで相談
ご利用お問い合わせ
QRコード (24時間受付)



急な発熱や体調不良に備えよう 家族を救うお守り ファストドクターアプリ

アプリからこの番号を事前入力しておく
と、**医師が移動する交通費が無料**
になります！

mamorocca 会員特典

007001

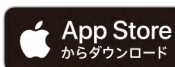
専用特典の利用方法

① アプリをインストールする



Fast DOCTOR
ファストドクター

往診の流れ、診察料、コロナ対応など
気になる情報がカンタンにわかります！



② メニューから「企業・会員番号入力」をタップし、特典番号「007001」を入力



ファストドクターは様々な自治体・国立大学と産学官連携をしています



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

【経済産業省】

経済産業省主催「ジャパン・ヘルス
ケアビジネスコンテスト(JHeC)20
21」優秀賞を受賞。



筑波大学
University of Tsukuba

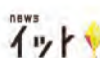
【筑波大学】

筑波大学との共同研究により、科学
的エビデンスに基づく新しい救急受
診支援システムの提案をします。

【運営医療機関一覧】

- 医療法人社団 新拓会
- 医療法人 笑顔会
- 医療法人社団 慈安会
- 医療法人社団 ビーンズ
- 医療法人社団 天照会
- 医療法人社団 MXPG
- 医療法人 竹内会

ファストドクターの取り組みは各種報道番組にて特集頂きました

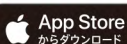


夜間・休日に アプリで医師を 自宅に呼べます!

自宅で診察、検査を行い
その場でお薬をお渡しします。



アプリからなら24時間受付!



健康保険
適用可能



往診の流れ

家族の88度の熱
どうしよう...

この時間は
近くの病院が
開いていない...

STEP.1



アプリで救急相談
メディカルコールスタッフによる
緊急度判定

STEP.2



医師とドライバーが
自宅へ往診

STEP.3



自宅で
診察・検査

STEP.4



その場でお薬お渡し・
かかりつけ医と連携

対応エリア

国内最大

東京・神奈川・埼玉・千葉・愛知
大阪・兵庫・京都・奈良・福岡

※一部対応エリア外

対応時間

24時間対応

月～土／18:00～翌朝6:00
日・祝／6:00～翌朝6:00



- POINT ① 夜間・休日・365日 受付
- POINT ② 幅広い症状に対応
- POINT ③ 夜間救急外来時とほぼ同額で安心

ご自宅であらゆる症状に対応できるよう、万全の準備をしています

80種類以上の薬
(小児用の粉薬)



点滴セット



ポータブルX線



心電図



白血球測定キット



縫合セット



ポータブルエコー



整形外科セット

- ギブスシーネ
- 松葉杖
- 三角巾 など

大学病院勤務などの
医師1250名が在籍



内科専門医、小児科専門医など、
症状に対応できる担当医が診察します。

様々な感染症の検査が可能

- ▶ 新型コロナウイルス
- ▶ インフルエンザ ▶ 溶連菌 など

24時間安心サポート くらしど24 会員規約

2022年7月1日改訂

第1章 総則

第1条（規約）

1. この規約は、株式会社シード・コーポレーション(以下「当社」という)が提供する「24時間安心サポートくらしど24」（以下「本サービス」という）の提供及びその利用に関する規約（以下「会員規約」という）を定めるものです。
2. 会員規約は、民法548条の2第1項に定める定型約款に該当し、会員規約に定める事項は、経済情勢その他諸般の事情の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
3. 前項による会員規約の変更は、変更後の会員規定の内容を、当社ホームページ、店頭表示、その他相当の方法で公表し、公表の際に定める1カ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
4. 会員は、会員規約の内容に同意したうえで本サービスへの入会を行ったものとし、会員規約の内容に同意したうえで本サービスの利用をするものとします。

第2条（定義）

1. 「会員」とは、会員規約に同意の上、当社所定の入会申込み手続き（会費納入を含む）を行い当社がこれを承諾した者(個人)をいいます。なお、当社の承諾は会員へ電磁的方法または郵送等当社所定の方式により通知を行うことです。
2. 「サービス対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受ける住居として入会申込時に指定した住居をいいます。サービス対象物件は、集合住宅、戸建住宅、賃貸、分譲（但し、何れの形態においても本サービスを受けられるのは専有部室内に限る）を問いません。
3. 会員には「個人会員」と「法人会員」があります。「法人会員」は、法人が本サービスの対象物件を社宅等として利用することを目的に当社へ法人名義で本サービスの申込み（1社宅1室につき1契約扱いとする）を行い、当該法人の役員・従業員・その他の使用人等（個人）が本サービスの対象物件に入居する場合に限ります。「法人会員」は、あらかじめ当社所定の入会申込書に記載された方（以下「サービス対象者」という）に限定して本サービスが受けられるものとします。記載、若しくは会員規約第7条第1項の届出が無い方は本サービスの対象外とします。

第3条（本サービスの利用及び種類）

1. 会員は、会員規約の定めるところに従い本サービスを利用することができます。
2. サービス対象者も同様に本サービスを利用できるものとします。但し、会員規約若しくは諸規定等に特段の定めがある場合はこの限りではありません。
3. 会員は、サービス対象者が本サービスを利用する場合においては、サービス対象者に

会員規約や諸規定を自らが遵守させる義務を負うものとします。

4. 会員及びサービス対象者が本サービスを利用する場合、当社が必要と判断する会員本人又はサービス対象者の個人情報（名前、生年月日等）の提示(告知)、場合によっては顔写真付きの公的機関発行の証明書（但し、証明書に登録されている住所が本サービス対象物件所在地と一致していること）の提示を必要とします。
5. 本サービスの個々の内容、利用方法や時間等は、当社発行のパンフレット（以下「パンフレット」という）等で紹介します。
6. 聴覚障がいをお持ちの会員は、Skype（スカイプ）を利用した遠隔手話通訳サービスにて本サービスの利用が可能です。利用可能時間は午前8時から午後9時までです。詳しくはパンフレットの案内文書をご覧ください。

第4条（譲渡禁止）

会員は、取得した権利を第三者に譲渡、売買、質権の設定、その他の担保に供することはできません。

第5条（会費）

1. 本サービスの会費は、当社所定の金額を、当社指定の方法にて支払うこととします。
2. 支払われた会費は、当社が申込みを承諾しなかった場合を除き、退会、又は会員資格を取り消された場合、その他の理由の如何を問わず、一切返金しないものとします。但し、当社都合により本サービス提供が将来にわたって不可となり、満了前の残会員期間がある場合はその残期間に応じて会費を返金します。
3. 会費を滞納した場合、滞納している期間は本サービスを受けられません。

第6条（会員期間及び更新）

1. 本サービスの会員期間（サービス有効期間）は、申込書又は当社所定の書式に記されたサービス開始日から数えて1年間又は2年間とします。
2. 会員がサービス対象物件を退去した場合において、本サービスの有効期間内であれば、特例として、会員から移転する先の物件の住所・物件名等、当社が必要とする情報を当社宛に事前通知し、当社が承認をした場合には、本サービスの残存期間は移転先でも有効とします。
3. 更新の継続期間は更新日より1年間又は2年間とします。
4. 更新時の会費の支払い方法が口座振替の会員（サービス期間2年間の場合）は、更新日以降の会費を、1年毎の2回に均等分割して振替します。
5. 更新時の会費の支払い方法が口座振替の会員（サービス期間1年間及び2年間）には、口座振替期日以前に当社から会員への個別の通知はしません。口座振替（更新手続き）を希望しない場合は、サービス満了日の60日前までに当社に通知してください。
6. 会員が、重複して本サービスを申込み、当社が受け付けた場合は、先申込みと重複している会員期間を後申込みの会員期間満了日の翌日から同期間延長します。

第7条（登録情報変更の届出）

1. 会員は、住所や連絡先等当社に届出している内容（以下「登録情報」という）に変更があった場合は、当社所定の方法で速やかに変更手続きを取るものとします。
2. 前項の規定において、変更手続きの不履行や遅滞などによる登録情報の不備で、会員が不利益を被ったとしても、当社は如何なる責任も一切負いません。
3. 会員は、登録情報に変更がある場合にその届出を行わなかった時は、本サービスを受けられない場合があります。

第8条（退会・会員資格の取消）

1. 会員の都合により退会を希望する場合は、当社にその旨を必ず届出することとします。
なお、支払われた会費は、会員規約第5条第2項の規定により、一切返金いたしません。
2. 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知・承諾なく、会員資格を取り消すことができるものとします。
 - (1) 入会申込み時に虚偽の申告をした場合
 - (2) 会員規約また諸規定等に違反した場合
 - (3) 不要な問い合わせや悪質な嫌がらせ等で、本サービス業務に支障をきたした場合
 - (4) 会費を滞納した場合
 - (5) その他、当社が会員として不適格と判断した場合

第9条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、現在、次の何れにも該当しないこと、且つ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等
 - (6) 社会運動等標ぼうゴロ
 - (7) 特殊知能暴力集団等
 - (8) その他（1）～（7）に準ずるもの。
2. 会員が前項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は会員に対して、当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出するものとします。
3. 当社は会員が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員規約に基づく本サービスの利用を一時的に停止することができ、この場合、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、本サービスの利用ができないものとします。また、入会申込み後に本条第1項の何れかに該当することが判明した場合には、会員は、期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。この場

合、当社は直ちに会員資格を取り消すものとし、且つその場合当社に生じた損害を会員が賠償するものとしします。

第10条（個人情報の収集・保有・利用について）

1. 当社は、会員の個人情報の取り扱いについて以下のとおりとします。

なお、個人情報のお問合せ先の詳細については、当社のホームページ（プライバシーポリシー）<https://seed24.jp/privacy/>（当社がそのURLを変更した場合は、変更後のURLとします。）をご確認ください。

- （1）当社は、本サービスの申込み又は利用等を通して知り得た会員の個人情報（以下「個人情報」という）について、個人情報保護法の諸規定を遵守し、善良なる管理者の注意をもって適正に管理します。
- （2）会員は、当社が以下の会員等の個人情報を所定の方法で取得し、利用することに同意します。

本サービス申込書記入日、サービス対象物件入居日又は本サービス開始日、会員の氏名、性別、年齢、生年月日、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス、職業、家族構成、ペットの保有の有無、車の保有の有無、本サービスの停止・解除情報、サービス対象物件の住所、サービス対象物件の号室、サービス対象物件の物件タイプ。サービス対象物件が賃貸借契約の場合で、本サービス申込者（会員）と賃貸借契約者とが異なる場合は、賃貸借契約者の契約者氏名、賃貸借契約者住所、賃貸借契約者物件名、賃貸借契約者号室。その他当社が必要と判断した事項等。

- （3）会員は、当社が本サービス申込及び本サービス入会後のサービスの提供にあたり、以下の会員の個人情報を提供会社に提供することをあらかじめ同意するものとします。

本サービス申込書記入日、サービス対象物件入居日又は本サービス開始日、会員の氏名、性別、年齢、生年月日、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス、職業、家族構成、ペットの保有の有無、車の保有の有無、本サービスの停止・解除情報、サービス対象物件の住所、サービス対象物件の号室、サービス対象物件の物件タイプ。サービス対象物件が賃貸借契約の場合で、本サービス申込者（会員）と賃貸借契約者とが異なる場合は、賃貸借契約者の契約者氏名、賃貸借契約者住所、賃貸借契約者物件名、賃貸借契約者号室。その他当社が必要と判断した事項等。

- （4）会員は、当社が次の場合において個人情報を利用することにあらかじめ同意するものとします。

- ① 本サービスの他、マーケティング活動、新たな商品開発、若しくは改善等に役だてるための各種アンケートの実施
- ② 本サービスの業務遂行にあたり当社は第三者に業務を委託する場合があります、この場

合業務遂行に必要な範囲で、当該委託先、提携先及びサービス提供会社（以下「提供会社」という）への会員等の個人情報の提供

- ③ 個人又は公共の安全を守るために緊急に開示の必要性があると当社が判断したとき
 - ④ 本サービスの運営維持のため、若しくは当社の権利又は財産保護等に必要不可欠と判断したとき
 - ⑤ 申込承認作業及び本サービスの提供ならびに問合せ対応のため
 - ⑥ 本サービスに関する情報を通知するため
 - ⑦ 当社及び提供会社が行う 宣伝物の送付、電子メール等の営業案内のため
 - ⑧ 本サービスの本来的・付帯的な機能・サービス等の提供又は会員の依頼に基づきサービス提供のため、提供会社との間で取次ぎをする場合
 - ⑨ その他、当社が会員のために必要と適正理由によって判断したとき
- (5) 当社は、会員又はその代理人から、会員の個人上の利用目的の通知を求められた場合、又は会員の個人情報の利用の停止、消去、第三者への提供の停止を求められた場合は、当社の定める所定の手続きに従ってこれに応じることとします。
- (6) 当社への個人情報の提供は任意によるものですが、当社が必要と判断する個人情報をご提出いただけない場合、当社が提供するサービスをご利用いただけない場合があります。
- (7) 会員より提供があり当社が取得した個人情報は、会員の同意を得ることなく第三者へ提供することはありません。但し、警察署や裁判所などの公的機関からの法令に基づく開示請求があった場合は除きます。

第11条（免責）

1. 当社は、会員が本サービスの利用によって生じた会員の損害（他者との間で生じたトラブル等に起因する損害等を含む）等について、当社に故意・重過失がある場合を除き、如何なる責任も一切負いません。
2. 会員がその会員期間中に本サービスを利用できなかったことによって不利益等が発生した場合も前項と同様とします。
3. 本条第1項及び前項の規定にかかわらず、当社の重過失によって生じた損害であっても、会員規約又はパンフレット記載の諸注意等の違反等、会員の責めに帰すべき事由により生じた損害等については、当社はその責めを免れるものとします。
4. 会員が本サービス利用の際、電話、携帯電話などの機種や諸設定が適応する方を対象とし、この条件に該当しない方の動作結果や会員側の何らかの不具合によって、本サービスが正しく機能しない場合、当社はその責めを免れるものとします。
5. 情報の利用について、これを会員に強制するものではなく、利用した責任は会員に帰属するものとします。
6. 当社は、その状況等に鑑み、やむを得ない理由により本サービスの提供を拒否または

中止する場合があります。

第12条（内容の変更・サービス提供の中止）

当社は、目的の遂行に必要な場合又はその他必要に応じて、会員の承諾又は会員への事前通知なく内容を変更し、サービスの提供の一部又は全部を中止できるものとします。

また以下の場合には本サービスの提供を中断することができるものとします。

- （１）天災地変（火災、地震、風水害、落雷、公害、塩害等を含むがこれらに限られない）、戦争、暴動、内乱、テロ行為、ストライキ、その他の不可抗力
- （２）システム障害・停電
- （３）本サービスに係わるシステムの定期的又は緊急に行う保守・点検
- （４）その他予測できない事態

第13条（分離可能性）

会員規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、会員規約の残りの規定または残りの部分はその影響を受けず有効とします。

第14条（管轄裁判所）

会員規約に関し訴訟の必要性が生じた場合は、訴額に応じて、福岡簡易裁判所又は福岡地方裁判所をもって第一審専属的合意管轄裁判所とします。

第2章 安心サービス

第15条（駆付サービス）

1. 会員は、次の各号のトラブルが生じたとき会員専用電話番号を利用し24時間365日緊急駆付のサービス（以下「駆付サービス」という）を依頼することができます。
なお、地域やご依頼の作業内容、天候状況によっては当社サービススタッフがすぐに出動できない場合や、サービス対象物件へ到着するまでに時間を要する場合がありますことを予めご承諾いただきます。
 - （１）鍵の紛失若しくは故障等、鍵のトラブル
 - （２）水まわりのトラブル
 - （３）ガラスの破損トラブル
 - （４）建具のトラブル
 - （５）電気・ガスのトラブル
2. 前項のトラブルが生じたときの対応言語は、原則として日本語です。但し、場合によっては当社が提供する外国語での対応も可能です。
3. 駆付サービスの緊急対応の定義は次の通りとします。
 - （１）初期駆付対応を「一次駆付」作業という（60分以内の部品代を除く作業代は無料）。
 - （２）部品交換や特殊作業が必要な場合で、再度の訪問及び作業を「二次駆付」作業といい、その費用は会員負担とする。

- (3) 60分以内の作業であっても、玄関鍵の特殊開錠作業や部品交換を要する作業、破錠を要する作業または訪問する当社サービススタッフ人数が2人以上の場合を「二次駆付」作業といい、その費用は会員が負担するものとします。なお、破錠を行う場合は、会員は賃貸人又は賃貸代理人(管理会社)の承認を得たうえで当社にサービスを依頼するものとします。

4. 駆付サービス（特に玄関鍵の開錠）を会員が受ける場合、次の提示が必要となります。

自動車運転免許、又は顔写真付きの公的機関発行の証明書（但し、証明書に登録されている住所が本サービス対象物件所在地と一致していること）

5. [宿泊補助金サービス]

鍵の紛失若しくは故障等、鍵のトラブルにおいての駆付サービス時に、開錠が出来なかったことにより有料宿泊施設を利用した場合、発生した宿泊基本料金のうち補助金として、最大5,000円までを給付致します。

(1) 給付条件

- ①宿泊補助金は、年に1回までのサービスであること（2回目以降の利用は、前回利用から1年以上経過していること）
- ②利用宿泊施設の宛名、日付入りの領収書を、利用宿泊施設の退室手続き(チェックアウト)を行った翌日から5日以内に当社へ提出すること
- ③当社所定の補助金申請用紙を、利用宿泊施設の退室手続き(チェックアウト)を行った翌日から5日以内に当社へ提出すること
- ④当社サービススタッフが一次駆付を行った場合であること
- ⑤当社が適切と判断すべき合理的理由があること

- (2) 当社が、宿泊補助金給付対象であると判断した時は、当社は会員本人名義の金融機関口座に当社が申請を受理した月の翌月末までに宿泊補助金をお振込み致します。

6. [ガラス交換サービス]

ガラスの破損トラブルにおいての駆付サービス時に、ガラス交換等の有料部品交換が発生した場合、当該有料部品交換にかかる費用を最大30,000円分まで当社が負担致します。なお「ガラス交換等」とは、破損したガラスを同等のガラスに交換することをいいます。

また、30,000円を超える差額が発生した場合、差額分は、当社が指定する先に会員が現金にて支払うこととします。

(1) ガラス交換サービス利用条件

- ①当社がガラス交換サービスの対象であると判断した場合
- ②ガラス交換サービスの利用が1年間に1回までであること（2回目以降の利用は、前回利用から1年以上経過していること）

③他保険会社等より当該事故による保険金等の支払いがなされないこと（保険会社等から支払いがなされないことを当社が確認するために、会員が加入している家財保険の契約内容等を、会員自らお調べのうえ当社へ必ずお聞かせ下さい）

④当社所定の補助金申請用紙を、該当日を含め当社指定先へ5日以内に提出すること

⑤本号③、④の確認が当社においてなされていること

⑥当社サービススタッフが一次駆付を行った場合

⑦当社サービススタッフがガラス交換を行える場合（特殊なガラス等、当社サービススタッフが同等のガラスを用意できない場合は、ガラス交換サービスの対象外となります）

7. 駆付サービスで作業を行った際に当社が必要と判断した場合、当社からサービス対象物件の管理会社とその他関係各社へ当社所定の方法で作業内容等を報告します。また、報告のため現場写真を撮らせていただくことがあります。

第16条（利用料金）

1. 会員は、駆付サービスを有効期間内において24時間365日専用のフリーダイヤルにて、無料で問い合わせができるものとします。但し、会員規約第15条第1項の場合で、同条第3項（1）に記載する時間を超過したときの作業代金、同条同項（2）及び（3）に記載する部品交換や特殊作業が必要になったときの部品代等や作業代金または訪問する当社サービススタッフ人数が2人以上の作業代金については、会員が実費を負担するものとします。
2. 会員が法人の場合、前項の実費負担分の請求は入居者（個人）及びサービス対象者に対して行います。但し、入居者（個人）及びサービス対象者が支払いを拒否する、又は、支払いが出来ない状況にある場合には、当社は、その請求を会員である法人会員に対して行います。
3. 駆付サービスを受けた後に、二次駆付が必要となった場合、会員は賃貸人又は賃貸代理人（管理会社）の承認を得たうえで、別途有料（作業料金・部品代）で当社にサービスを依頼することができます。
4. 当社は、利用料金等の請求業務を、当社の指定する第三者に委託することがあり、会員はこれを承諾するものとします。

第17条（除外事項）

次の場合は、駆付サービスの対象外とします。

- （1）建物共有設備におけるトラブル事案の場合
- （2）午後9時以降午前9時までの時間帯における破錠による開錠の場合
- （3）サービス対象物件以外の住宅の作業の場合
- （4）会員が、会員規約等に違反した場合
- （5）会員及びサービス対象者の故意及び重過失に起因するトラブル事案の場合
- （6）風災や火災などの自然災害、悪天候（気温の上昇低下を原因とする事象を含む）、

暴動等に起因する場合

(7) その他、当社が不適切と判断した場合

第3章 生活相談ダイヤル

第18条 (目的)

生活相談ダイヤルは、会員の様々なトラブルに関して、必要な手続きの案内や、専門家、行政機関、消費者保護団体等の紹介など、会員に対し、情報を提供し、会員のトラブルの解決をサポートするものとします。

第19条 (利用資格)

生活相談ダイヤルは、会員及びサービス対象者に限り利用できるものとします。

第20条 (利用方法)

会員は、会員規約等に記載された内容等に従って自らの責任と負担により生活相談ダイヤルを利用するものとします。会員専用カスタマーセンターの受付時間は24時間年中無休とします。但し、生活相談ダイヤルの提供時間はサービスの種類により異なります。

第21条 (サービス内容)

1. 会員から専用フリーダイヤルにて問合せがあった事項に関して、下記の情報を提供することで、トラブル解決のサポートを行うものとします。
 - (1) トラブルの解決のために必要となる必要措置等の案内。
 - (2) 行政機関窓口、消費者保護団体、カウンセラー等の専門家の紹介
 - (3) その他、トラブル解決のサポートのために必要な情報
2. 健康・医療相談に関しては、健康・医療・介護・育児・メンタルなどのご相談について保健指導の範囲でアドバイスを行うものであり、診療・医療行為ではありません。病院情報や健康に関する情報をご提供するサービスです。
3. 以下の事項に関しては、サービスの対象外とします。
 - (1) 恋愛・信仰など、精神的な価値観に関する事項
 - (2) 法令や社会通念に反する事項
 - (3) その他、情報提供が著しく困難と認められる事項
 - (4) その他、当社が対象外と判断した事項

第22条 (生活相談ダイヤルをご利用いただく際のご注意)

1. 会員は、本サービス有効期間内において、年間3回まで問合せを行うことができます。
2. 生活相談ダイヤルによる情報提供後の次の費用については、会員の負担になります。
 - (1) 書類申請等にかかる費用等
 - (2) 弁護士・カウンセラー等と個別に相談を行う場合の報酬等
 - (3) その他、紛争解決のために発生する費用等

第23条 (免責)

1. 生活相談ダイヤルから提供した情報は、会員がトラブルを解決するための一手段であ

り、会員に強制するものではなく、情報の利用についての責任は、会員本人に帰属するものとします。

2. 当社は、生活相談ダイヤルからの情報に基づき、会員又は第三者に発生した損害（他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます）及びサービスを利用できなかったことにより、会員又は第三者に発生した損害について、故意又は重大な過失がない限り、損害賠償等、いかなる責任も負わないものとします。

第4章 生活便利サービス

第24条(目的)

生活便利サービスは、会員の暮らしに役立つサービスの提供を目的とします。

第25条(利用資格)

生活便利サービスは、会員及びサービス対象者に限り利用できるものとします。

第26条 (利用方法)

会員は、会員規約及びパンフレットに記載された内容等に従って自らの責任と負担により生活便利サービスを利用するものとします。会員専用カスタマーセンターの受付時間は24時間年中無休とします。但し、生活便利サービスの提供時間はサービスの種類により異なります。

第27条 (禁止行為)

会員は、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 生活便利サービスを営利目的で利用する行為、生活便利サービスを通じて営利を得る目的の行為
- (2) パンフレットに記載されている内容を超えるサービスの提供を求める行為、又は会員規約を逸脱する行為及びそれに類する行為
- (3) 生活便利サービスに係わる個人・法人・団体を誹謗中傷する行為
- (4) 生活便利サービスに係わる個人・法人・団体が保有する著作権、財産権、その他の権利を侵害する行為、又は侵害する恐れがある行為
- (5) 生活便利サービスに係わる個人・法人・団体に不利益又は損害を与える行為、又は与える恐れのある行為
- (6) 政治・選挙・宗教活動及び個人の思想による活動の一切と、それに類する行為
- (7) 犯罪、反社会的行為を含む公序良俗に反する行為、又はそれに関連する行為
- (8) 法律に違反する行為又は違反の恐れのある行為
- (9) その他、生活便利サービス利用の一般的なマナーやモラルを著しく逸脱し、不適切と判断される行為

第28条 (提供の拒否)

以下の事由に該当した場合、当社は生活便利サービスの提供を拒否することができるものとします。

- (1) 会員が、会員規約に違反した場合

- (2) 会員が、前条の禁止行為を行った場合
- (3) 当社が会員として不適切と判断した場合

第29条（問題解決）

会員は、提供会社の過失、義務不履行により損害を受けた場合、自らの責任と負担において提供会社との間で問題解決にあたるものとし、当社は一切責任を負いません。

第5章 自転車修理補助金サービス

第30条（サービス内容）

入会期間中に会員所有の自転車が破損し会員が修理費用を支払った場合、本制度に従って自転車修理補助金サービスとして修理補助金を給付する制度です。なお、給付金額は会員規約第33条第1項（2）②記載の自転車修理専門店の発行した領収書の金額又は2,000円のいずれか低い金額とします。

第31条（自転車修理補助金給付条件）

自転車修理補助金（以下「補助金」という）給付の条件は以下の通りです。但し、1年以上以上の会費を支払うまでは給付の対象にはなりません。また、補助金は、次の全ての要件を満たしている場合に限り給付されます。

- (1) 会員自身の所有自転車を、自転車修理専門店にて修理したこと（会員自身が修理した場合は給付対象外とする）
- (2) 自転車修理専門店に修理を依頼する前に、当社へ報告していること
- (3) 補助金対象破損箇所は、タイヤ、鍵、チェーンに限る
- (4) 補助金の支払いは、有効期間中1回に限る（2回目以降は対象外）
- (5) 当社が適切と判断すべき合理的な理由があること

第32条（除外事由）

次の各号の、いずれかに該当する場合は、補助金は給付されません。

- (1) 会員の所有ではない自転車の修理
- (2) 盗難被害
- (3) 戦争その他の変乱による破損被害
- (4) 地震、噴火、風水雪災害、その他の天災の影響のもとでの破損被害
- (5) 核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の発生の影響のもとでの破損被害
- (6) 前号以外の放射線照射又は放射能汚染による破損被害
- (7) 破損が無かった場合
- (8) 自転車修理専門店が発行した領収書の日付から数えて6日以上、当社に報告しなかった場合
- (9) 会員が、会員規約等に違反した場合
- (10) 会員が、故意に自ら事故を起こした場合
- (11) その他、当社が不適切と判断すべき合理的な理由がある場合

第33条（補助金請求の受付及び支払い）

会員は自転車修理専門店が発行した領収書の日付の翌日から5日以内に以下の各項の事項を当社に報告し、同領収書の日付の翌日から7日以内に当社所定の申請書を提出しなければいけません。また、当社は、補助金請求の受付業務及び当社が必要と判断した調査業務を行います。

（1）当社の補助金申請受付時の確認事項

- ①住所、氏名、電話番号、性別
- ②修理が必要となった日時と詳細な状況
- ③自転車修理専門店が発行した領収書

（2）当社に対して補助金請求を行う場合、会員は次の資料を添付しなければいけません。

- ①当社所定の自転車修理補助金申請書
- ②自転車修理専門店が発行した領収書
- ③会員の本人名義の金融機関口座番号等の情報
- ④その他、当社が必要と認める書類

（3）当社が、自転車修理補助金サービスの対象修理であると判断したときは、当社は会員本人名義の金融機関口座に当社が申請を受理した月の翌月末までに補助金をお振込み致します。

第6章 再入居費用サポートサービス

第34条（サービス内容）

入会期間中にサービス対象物件で侵入盗難被害に遭い、サービス対象物件を3ヶ月以内に転居する場合、本制度に従って再入居費用として見舞金10万円を給付する制度です。

第35条（再入居費用給付条件）

本制度において、再入居費用（以下「見舞金」という）給付の条件は、以下の通りです。但し、1年以上の会費を支払うまでは給付の対象にはなりません。また、この制度は、次の全ての要件を満たしている場合に限り給付される制度です。

- （1）サービス対象物件に対する第三者による侵入盗難被害が生じ、3ヶ月以内に当該物件の引越しを完了し、且つ、他の転居先の賃貸借物件との賃貸借契約の締結が完全に完了していること
- （2）侵入盗難被害があった日から3ヶ月以内に、本サービス対象物件の解約手続きが完全に終了していること
- （3）転居先の再入居物件が、当社代理店の仲介・斡旋であること
- （4）見舞金の支払いは、有効期間中1回に限る（2回目以降は対象外）
- （5）当社が適切と判断すべき合理的な理由があること

第36条（除外事由）

次の各号の、いずれかに該当する場合は、見舞金は給付されません。

- (1) 会員の不在中に施錠されていなかった場合の侵入盗難被害、及び会員の故意又は重過失による侵入盗難被害、その他会員の犯罪行為や会員の闘争行為による侵入盗難被害
- (2) 室外ベランダにおける盗難被害
- (3) 会員及び会員の同居人、親族、使用人、止宿人、監守人、その他、サービス対象物件に出入りすることが可能な者が加担した行為による侵入盗難被害
- (4) 会員及び会員の同居人、親族、使用人、止宿人、監守人、その他サービス対象物件に出入りすることが可能な者が在宅中の侵入盗難被害
- (5) 戦争その他の変乱による侵入盗難被害
- (6) 地震、噴火、風水雪災害、その他の天災の影響のもとでの侵入盗難被害
- (7) 核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の発生の影響のもとでの侵入盗難被害
- (8) 前号以外の放射線照射又は放射能汚染による侵入盗難被害
- (9) 盗難の被害が無かった場合
- (10) 警察に速やかに届出をしていない場合
- (11) 侵入盗難被害が発生した日から数えて6日以上、当社に報告しなかった場合
- (12) 転居先の再入居住宅物件の「仲介・斡旋不動産業者」が当社代理店以外の場合
- (13) 会員が、会員規約等に違反した場合
- (14) 盗難侵入被害が会員規約第5条第3項により本サービスを受けられない期間に発生したものである場合
- (15) その他、当社が不適切と判断すべき合理的な理由がある場合

第37条（見舞金請求の受付及び支払い）

会員は事故が発生した場合、5日以内に以下の各項の事項を当社に報告し、当社所定の申請をしなければいけません。また、当社は、見舞金請求の受付業務及び侵入盗難対象事故の調査業務を行います。

- (1) 当社の事故報告受付時の確認事項
 - ①住所、氏名、電話番号、性別
 - ②被害発生の日時と詳細な状況
 - ③公的機関が発行する事故証明書の有無
- (2) 当社に対して見舞金請求を行う場合、会員は次の資料を添付しなければいけません。
 - ①警察署が発行する侵入盗難事故証明書、事故受理番号
 - ②当社所定の事故発生報告書
 - ③盗難に遭った家財等の被害額を証する書類
 - ④被害状況現場の写真

⑤会員の本人名義の金融機関口座番号等の情報

⑥転居先の賃貸借契約書の写し

⑦その他、当社が必要と認める書類

(3) 当社が、再入居費用サポートサービスの対象事故であると判断したときは、当社は会員本人名義の金融機関口座に当社が申請を受理した月の翌月末までに見舞金をお振込み致します。

第1章 総則

●第1条（規約）

1. 本規約は、株式会社ヴァンガードスミス（以下「当社」という）が提供する「近隣トラブル解決支援サービス」（以下「本サービス」という）の提供及びその利用に関する規約（以下「会員規約」という）を定めるものです。
2. 当社は運営上必要と判断した場合、本サービスを利用する者の承諾を得ることなく、会員規約を変更することがあります。この場合には本サービスの利用条件は、変更後会員規約に基づくものとします。
3. 当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎にその利用約款や利用上の注意等の諸規定（以下「諸規定」という）を設けることがあります。それらの諸規定は会員規約の一部を構成するものとします。
4. 会員は、会員規約の内容に同意して本サービスを利用するものとします。

●第2条（定義）

1. 「会員」とは、会員規約に同意の上、当社所定の入会申込み手続き（会費納入を含む）を行い当社がこれを承諾した者（個人）をいいます。なお、当社が、入会を承諾しない場合は当社が申込を知った日から1週間以内に会員希望者に個別に通知し、入会を承諾する場合は当社所定の入会申込み手続き時に明示された「お客様の入居予定日」（以下「サービス開始日」といいます）から会員は本サービスを利用できるものとします。また、会員希望者は当社の会員となった時点で会員規約の内容を承諾したものとみなします。
2. 「サービス対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受ける住居として入会申込時に指定した住居をいいます。サービス対象物件は、集合住宅、戸建住宅、賃貸、分譲（但し、何れの形態においても専有部室内に限る）を問いません。
3. 会員には「個人会員」と「法人会員」があります。「法人会員」の契約は、法人が本サービスの対象物件を社宅等として利用することを目的に当社と法人名義で契約（1社宅1室につき1契約扱いとする）をし、当該法人の役員・従業員、その他の使用人等が本サービスの対象物件に入居する場合に限ります。「法人会員」は、あらかじめ当社所定の入会申込み手続き時に明示された方（以下「サービス対象者」といいます）に限定して本サービスが受けられるものとします。記載、若しくは会員規約第7条第1項の届出が無い方は本サービスの対象外とします。

●第3条（本サービスの利用及び種類）

1. 会員は、会員規約の定めるところに従い本サービスを利用することができます。
2. 「サービス対象者」も同様に本サービスを利用できるものとします。但し、会員規約若しくは諸規定等に特段の定めがある場合はこの限りではありません。
3. 会員は、サービス対象者が本サービスを利用する場合においては、サービス対象者に会員規約や諸規定を自らが遵守させる義務を負うものとします。
4. 会員及びサービス対象者が本サービスを利用する場合、当社が必要と判断する会員本人又はサービス対象者の個人情報（名前、生年月日等）の提示（告知）、場合によっては顔写真付きの公的機関発行の証明書（但し、証明書に登録されている住所が本サービス対象物件所在地と一致していること）の提示を必要とします。
5. 本サービスの個々の内容、利用方法や時間等は、当社発行のパンフレット（以下「パンフレット」という）等で紹介します。

●第4条（譲渡禁止）

1. 会員は、取得した権利を第三者に譲渡、売買、質権の設定、その他の担保に供することはできません。

●第5条（会費）

1. 本サービスの会費は、当社所定の金額を、当社指定の方法にて支払うこととします。
2. 支払われた会費は、当社が申込みを承諾しなかった場合を除き、退会、又は会員資格を取り消された場合、その他の理由の如何を問わず、一切返金しないものとします。但し、当社の都合により、本サービスの提供が不可能となった場合には、会員期間に基づき、返金額がある場合にはその額を返金します。
3. 会費を滞納した場合、滞納している期間は本サービスを受けられません。

●第6条（会員期間及び更新）

1. 本サービスの会員期間（サービス有効期間）は、主たる賃貸借契約の期間と同じとし、主たる賃貸借契約の更新がなされた場合には、本サービスの会員期間もそれに合わせて継続するものとします。
2. 会員がサービス対象物件を退去した場合は本サービスも解約となります。

●第7条（登録情報変更の届出）

1. 会員は、住所や連絡先等当社に届出している内容（以下「登録情報」という）に変更があった場合は、当社所定の方法で速やかに変更手続きを取るものとします。
2. 前項の規定において、変更手続きの不履行や遅滞などによる登録情報の不備で、会員が不利益を被ったとしても、当社は如何なる責任も一切負いません。
3. 会員は、登録情報に変更がある場合にその届出を行わなかった時は、本サービスを受けられない場合があります。

●第8条（退会・会員資格の取消）

1. 会員の都合により退会を希望する場合は、当社及び管理会社にその旨を必ず届出することとします。なお、支払われた会費は、会員規約第5条第2項の規定により、一切返金いたしません。
2. 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知・承諾なく、会員資格を取り消すことができるものとします。

- (1) 入会申込み時に虚偽の申告をした場合
 - (2) 会員規約または諸規定等に違反した場合
 - (3) 不要な問い合わせや悪質な嫌がらせ等で、本サービス業務に支障を及ぼした場合
 - (4) 会費を滞納した場合
 - (5) その他、当社が会員として不適格と判断した場合
- 第9条（反社会的勢力の排除）
1. 会員は、現在、次の何れにも該当しないこと、且つ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ
- (7) 特殊知能暴力集団等

- (8) その他(1)～(7)に準ずるもの

2. 会員が前項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は会員に対して、当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出するものとします。
3. 当社は会員が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員規約に基づく本サービスの利用を一時的に停止することができ、この場合、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、本サービスの利用ができないものとします。また、入会申込み後に本条第1項の何れかに該当することが判明した場合には、会員は、期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。この場合、当社は直ちに会員資格を取り消すものとし、且つその場合当社に生じた損害を会員が賠償するものとします。

●第10条（個人情報の収集・保有・利用について）

1. 当社は、会員個人情報の取り扱いについて以下のとおりとします。
- (1) 当社は、本サービスの申込み又は利用等を通して知り得た会員の個人情報（以下「個人情報」という）について、個人情報保護法に基づき、当社の業務の遂行に必要と認めるとき、且つその場合当社に生じた損害を会員が賠償するものとします。
- (2) 会員は、当社が以下の会員等の個人情報を所定の方法で取得し、利用することに同意します。
本サービス開始日、会員の氏名、性別、年齢、生年月日、電話番号、携帯電話番号、本サービスの停止・解除情報、サービス対象物件の住所、サービス対象物件の号室、サービス対象物件の物件タイプ、サービス対象物件が賃貸借契約の場合で、本サービス申込者（会員）と賃貸借契約者とは異なる場合は、賃貸借契約者の契約者氏名、賃貸借契約者住所、賃貸借契約者物件名、賃貸借契約者号室、その他当社が必要と判断した事項等。
- (3) 会員は、当社が本サービス申込及び本サービス入会後のサービスの提供（会員相互間のトラブルに関する場合も含む）にあり、以下の会員の個人情報、専門相談員、指定弁護士、協力会社その他当社が必要と判断する者に提供することあらかじめ同意するものとします。
本サービス開始日、会員の氏名、性別、年齢、生年月日、電話番号、携帯電話番号、本サービスの停止・解除情報、サービス対象物件の住所、サービス対象物件の号室、サービス対象物件の物件タイプ、サービス対象物件が賃貸借契約の場合で、本サービス申込者（会員）と賃貸借契約者とは異なる場合は、賃貸借契約者の契約者氏名、賃貸借契約者住所、賃貸借契約者物件名、賃貸借契約者号室、その他当社が必要と判断した事項等。
- (4) 会員は、当社が次の場合において個人情報を利用することにあらかじめ同意するものとします。

- ① 本サービスの他、マーケティング活動、新たな商品開発、若しくは改善等に役だてるための各種アンケートの実施
 - ② 本サービスの業務遂行にあたり当社に第三者に業務を委託する場合があり、この場合賃貸借契約者とは異なる範囲で、当該委託先、提携先及びサービス提供会社（以下「提供会社」という）への会員等の個人情報の提供
 - ③ 個人又は公共の安全を守るために緊急に開示の必要性があると当社が判断したとき
 - ④ 本サービスの運営維持の為若しくは、当社の権利又は財産保護等に必要不可欠と判断したとき
 - ⑤ 中込承認作業及び本サービスの提供ならびに問合せ対応のため
 - ⑥ 本サービスに関する情報を通知するため
 - ⑦ 当社及び提供会社が行う宣伝物の送付、電子メール等の営業案内のため
 - ⑧ 本サービスの本来の・付帯的な機能・サービス等の提供又は会員の依頼に基づきサービス提供のため、提供会社との間で取次ぎをする場合
 - ⑨ その他、当社が会員のために必要と適正理由によって判断したとき
- (5) 当社は、会員又はその代理人から、会員の個人上の利用目的の通知を求められた場合、又は会員の個人情報の利用の停止、消去、第三者への提供の停止を求められた場合は、当社の定める所定の手続きに従ってこれに応じることとします。
 - (6) 当社への個人情報の提供は任意によるものですが、当社が必要と判断する個人情報をご提出いただけない場合、当社が提供するサービスをご利用いただけない場合があります。
 - (7) 会員より提供があり当社が取得した個人情報は、会員の同意を得ることなく第三者へ提供することはありません。但し、警察署や裁判所などの公的機関からの法令に基づく開示請求があった場合は除きます。

●第11条（免責）

1. 当社は、会員が本サービスの利用によって生じた会員の損害（他者との間で生じたトラブル等に起因する損害等を含む）等について、当社に故意・重過失がある場合を除き、如何なる責任も一切負いません。
2. 会員がその会員期間中に本サービスを利用できなかったことにより不利益等が発生した場合も前項と同様とします。
3. 本条第1項及び前項の規定にかかわらず、当社の重過失によって生じた損害であっても、会員規約違反等、会員の責めに帰すべき事由により生じた損害等については、当社はその責めを免れるものとします。
4. 会員が本サービス利用の際、電話、携帯電話などの機種や諸設定が適応する方を対象とし、この条件に該当しない方の動作結果や会員側の何らかの不具合により、本サービスが正しく機能しない場合、当社はその責めを免れるものとします。
5. 情報の利用について、これを会員に強制するものではなく、利用した責任は会員に帰属するものとします。
6. 当社は、その状況等に鑑みて、やむを得ない理由により本サービスの提供を拒否する場合があります。

●第12条（管轄裁判所）

1. 会員規約に関し訴訟の必要性が生じた場合は、訴訟に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をもって第一審専属的合意管轄裁判所とします。

第2章 近隣トラブル解決支援サービス

●第13条（目的）

1. 本サービスに係る加入者（以下「会員」という）を対象として、会員のストーカー被害、不法侵入、近隣トラブルに関して、その初期対応のアドバイスや解決のために必要な手続きの案内、専門家、行政機関、専門相談窓口の紹介など、会員に対し

1. 情報を提供し、会員のトラブル解決のサポートをするものとします。

●第14条（専門相談員）

1. 本サービスの専門相談員は、元警察官であり、ストーカー、不法侵入、近隣トラブルに精通し、当社が専門相談員として、ふさわしい能力を有していることと判断し、指定した相談員によってなされるものとします。

●第15条（利用資格）

1. 本サービスは、会員及びサービス対象者に限り、利用できるものとします。

●第16条（利用方法）

1. 会員は、会員規約等に記載された内容等に従って、自らの責任と負担により、本サービスを利用するものとします。ご利用・受付時間は、平日の午前10時～午後6時30分まで（土、日、祝、年末年始を除く）とします。時間外につきましてはメールフォームにて受付いたします。

●第17条（サービス内容）

1. 会員から専用ダイヤル、又は、面接相談で、相談・問い合わせのあったストーカー被害、不法侵入、近隣トラブルに関する相談につき、下記の情報を提供すること、トラブル解決のサポートを行なうものとします。
- (1) トラブル解決のために必要な措置等の案内、注意点その他初期対応のアドバイス
- (2) 警察署、行政機関等の専門相談窓口、弁護士等の専門家の紹介
- (3) その他トラブル解決のサポートのために必要な情報
2. 本サービスは、法律家により行なわれる法的相談ではなく、一般的なアドバイスを行なうものであり、何らかの法律事務を提供するものではありません。また、専門相談員が会員に代わって、相手方との交渉等を行うことは一切ありません。
3. 本サービスは、ストーカー被害、不法侵入、近隣トラブルに関する相談であり、下記の事項についての相談は対象外とします。

- (1) 本サービスの会員期間以前に発生しているトラブルの相談
- (2) 近隣トラブル解決支援を対象としない日常トラブルの相談
- (3) ストーカー又は直接関係のない恋愛に関する事項、信仰その他の精神的価値観に関する事項
- (4) 法令や社会通念に反する事項
- (5) その他、情報提供が著しく困難と認められる事項
- (6) その他、当社が対象外と判断した事項

●第18条（相談回数、専門家による相談の提供等）

1. 会員は、近隣トラブル解決支援サービスを受けるために、本相談ダイヤルを無料にて利用できます。
2. 会員は、本サービスの有効期間内において、年間3回まで、本相談ダイヤルを利用して、相談・問合せを行うことができます。
3. 会員が、電話相談ではなく個別の面接相談をご希望のときは、1回につき5,500円（消費税込）の相談料がかかります。当社指定の相談場所において、相談を実施するものとします。
4. 前項の面接相談を経て、専門家による面接相談が必要と当社が判断した場合、会員は、本サービス利用期間中一回に限り無料で30分の株式会社ヴァンガードスミス指定専門家による相談を受けることができます。
5. 近隣トラブル解決支援サービスmamorocca 近隣トラブル相談窓口 株式会社ヴァンガードスミス 電話番号 0570-007-001（平日10:00～18:30 ※土日祝、年末年始を除く）

●第19条（免責）

1. 近隣トラブル解決支援サービスから提供した情報、アドバイス等は、会員がトラブルを解決するための手段であり、会員に強制するものではなく、あくまで、その利用については、会員本人の責任と判断において行なうものとします。当社は、本サービスからの情報、アドバイス等を利用した結果、あるいはこれを利用できなかったことにより、会員又は第三者に何らかの損害が発生したとしても、損害賠償その他のいかなる責任も負わないものとします。

第3章 生活再建費用

●第20条（目的）

1. 生活再建費用とは、悪質かつ継続的な嫌がらせ行為や不法侵入、ストーカー被害に遭われた会員に対し、転居費用等、生活再建にかかる費用を一定の範囲で負担するものとします。

●第21条（対象範囲）

1. 本サービスの開始後に次の事由のいずれかが発生し、会員がその事由を原因として退去し、新たに当社提供不動産会社を通じて転居が成立した場合は、当社はその後会員住居に住み続ける場合に以後の生活を安心して過ごすために必要であると認められた対応にかかる費用（生活再建費用）について、本条第3項に定める範囲内で負担します。
- (1) 嫌がらせ等の近隣の住民による違法行為に起因した被害が認められ、警察等公的機関に被害の届出がなされ、当社が転居の必要性を認めたとき
- (2) ストーカー行為もしくは不法侵入等の特定の者による違法行為に起因した被害が認められ、警察等公的機関に被害の届出がなされ、当社が転居の必要性を認めたとき
- (3) 嫌がらせ等の近隣の住民による違法行為、ストーカー行為もしくは不法侵入等の被害に関連し、鍵交換、住居の破損を認められたとき
2. 本サービスの「近隣」とは、会員住居が集合住宅の場合は、天井、床または壁を接する直上、直下、隣接の居住戸室を指し、戸建て住宅の場合は、会員住居の敷地に接する土地に所在する居住戸室（集合住宅を除く）を指すものとします。
3. 本サービスにおいて会員に代わって負担する生活再建費用とは、転居にかかる費用と転居せず住み続ける場合の居住物件の鍵交換や物件の修理、一時避難にかかる費用等とします。いずれかの費用も実費とし、費用負担は一年間に1回までの利用且つ上限10万円とする。
4. 会員は、転居賃貸借契約締結日の7日前までに、所定の方法にて転居費用等の立替申請を行うものとします。詳しくは、本サービス利用時に、18条第5項の相談窓口にお問い合わせください。
5. 本条は、本条第1項の事由が本サービス開始後に新たに生じた場合に限り適用され、本サービス開始より前に生じていた事象を起因とした事由には適用されません。